

令和7年度 宇佐市地域ケア会議（自立支援型ケアプラン検討会） 概要

1. 目的

① 地域支援ネットワークの構築

様々な職種が協働して個別ケースを検討する中で、それぞれの関係機関の役割を明らかにするとともに、同じ目標に向かって協働することで連携を強固かつ実践的なものにする。

② 高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

自立支援という本来の視点に立ち、各専門職の助言も受けながら多角的な視点により検討を行うことで、個別ケースの課題解決を図る。

③ 地域課題の把握

個別ケースの積み上げにより、解決すべき地域課題を発見し、必要とされる社会資源やネットワーク等、社会基盤の整備や政策形成に関わる情報を確認・共有する。

2. 開催日時・場所 別紙にて連絡

3. 参加者

プラン作成者、サービス提供事業者、地域包括支援センター、北部保健所（市主催のみ）、生活支援コーディネーター、理学療法士または作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師または訪問看護師、言語聴覚士、市介護保険課

※その他、必要に応じて関係機関を召集する。

4. ケース検討の件数

【市主催】2事例 【包括主催】1～2事例

5. ケアプラン検討の進め方

項目	所要時間	ポイント
① <参加者> 事例の読み込み (※)事前配布している場合は省略	5分程度	助言者は、自らの専門分野を中心に確認。 他の参加者も、自らの専門分野を中心に内容を確認。
② <ケアプラン作成者> ケアプランの概要説明	3分程度	利用者が抱えている課題、その要因、それに対する支援策について説明。※身体面だけでなく、栄養面（身長・体重や食事の内容）、口腔機能、服薬状況、認知機能等も確認し、日常生活上の課題、その要因を分析して簡潔にまとめる。
③ <サービス提供事業者> サービスの計画・利用状況説明	各2～3分	サービス事業所で立案した計画、利用状況や目的の達成状況について説明。※訓練の内容、目標の達成度、達成できない要因等。
④ <参加者> ケアプランの検討（質問・助言）	15分程度	それぞれの職域の立場から、自立支援に向けた支援計画になっているか確認し、課題解決のための具体的な支援方法等について発言。
⑤ <司会者> まとめ	1～2分	プラン作成者やサービス事業所が当面行うべき事項、支援方針について確認。

※ 市主催の会議では、時間の都合により事例を事前配布します。包括主催の会議では、基本的に事前配布は行いませんが、状況に応じ事前配布させてもらうことがあります。個人情報保護のため、事例の氏名や住所等は伏せ、終了後に資料を回収します。

6. 検討する事例とサービス利用についての考え方

地域ケア会議（ケアプラン検討会）では『自立支援』を理念に掲げ、基本的には生活機能の改善が見込まれる軽度認定者の事例を検討します。「利用者のアセスメントは充分か」「生活における課題の確認やその要因の分析ができているか」「課題の解決に向けて効果的なサービスが計画・実施されているか」などの確認・検討を行ってください。生活課題を解決するためには、インフォーマルな資源として本人を取り巻く環境を活用することや、セルフケアにより生活機能の維持・改善を目指すことも重要となります。

また、本市では要支援認定者・事業対象者が利用する介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとして、①従前相当サービス、②緩和型（サービスA）、③短期集中型（サービスC）の3つのサービス類型による事業を実施しています。専門的な支援を要しないケースについては、緩和型（サービスA）を利用して機能の維持を図る、機能の改善が見込めるケースについては、短期集中型（サービスC）を利用してサービスからの卒業を目指すなど、目的によってサービス類型を使い分け、生活機能や身体機能の維持・改善を図っていくように計画・助言していただくようお願いします。

7. 総合事業のサービス類型

【訪問型サービス】

名称	自立支援訪問事業	生活応援訪問事業	元気アップ訪問事業
類型	従前の介護予防訪問介護相当サービス	緩和型サービス (訪問型サービスA)	短期集中型サービス (訪問型サービスC)
内容	従前の介護予防訪問介護と同等のサービス。 ※家事訓練や身体介助、特別な見守り・指示等が必要な方が対象。	生活援助が中心のサービス。 ヘルパー等の介護資格がなくても、一定以上の研修を受けた職員によるサービス提供が可能。	専門職（PTまたはOT）が自宅へ訪問し、生活機能の訓練・指導を行う。基本的には3ヶ月間で終了。
利用料	国の定めた訪問型サービス（独自）の算定構造に準ずる	1回 2,000円 (利用者は1~3割負担)	1回 5,000円 (利用者は1~3割負担)
備考	介護保険サービス事業者の指定により実施	介護保険サービス事業者の指定、またはNPO法人等への委託により実施	医療機関・リハビリ専門職への委託により実施

【通所型サービス】

名称	自立支援通所事業	生活応援通所事業	元気アップ通所事業
類型	従前の介護予防通所介護相当サービス	緩和型サービス (通所型サービスA)	短期集中型サービス (通所型サービスC)
内容	従前の介護予防通所介護と同等のサービス。 ※機能訓練や入浴支援、特別な見守り・指示等が必要な方が対象。	閉じこもり防止や交流を目的としたサービス。レクリエーション、教養講座、趣味活動、運動等を実施する。	通所事業所にて運動・栄養・口腔の専門職の関与のもと生活機能の改善を図る。基本的には3ヶ月間で終了。
利用料	国の定めた通所型サービス（独自）の算定構造に準ずる	1回 3,300円 (利用者は1~3割負担)	1回 4,500円 (利用者は1~3割負担)
備考	介護保険サービス事業者の指定により実施	介護保険サービス事業者の指定、またはNPO法人等への委託により実施	通所介護または通所リハビリ事業所への委託により実施 ※安心院・院内は対象外